

令和7年度 柳川市立蒲池中学校 生徒指導の基本方針

1 はじめに

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にある。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、平成22年に示された生徒指導提要から状況は大きく変化してきている。

こうした状況を踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに、今日的な課題に対応していくため、「生徒指導提要」が12年ぶりとなる令和4年12月に改訂された。

以上のことから本方針は、改訂された「生徒指導提要」に則り策定する。

(1) 生徒指導の目的

生徒指導は、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

<生徒指導の目的を達成するために>

生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要である。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することを目指す。

以上の生徒指導提要（令和4年度改訂版）に記載されている文言のキーワードからもわかるように、令和5年度の蒲池中学校の教育目標及び重点目標達成を目指すことは、生徒指導の目的、その実現に向かうことと方向性が一致している。

(2) 生徒指導重層的支援に関わる各担当及および系の重点内容

① 発達支持的生徒指導（全ての生徒の発達を支える）

<全教職員で>

日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけを行う。例えば、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、全ての生徒の発達を支える働きかけを行う。

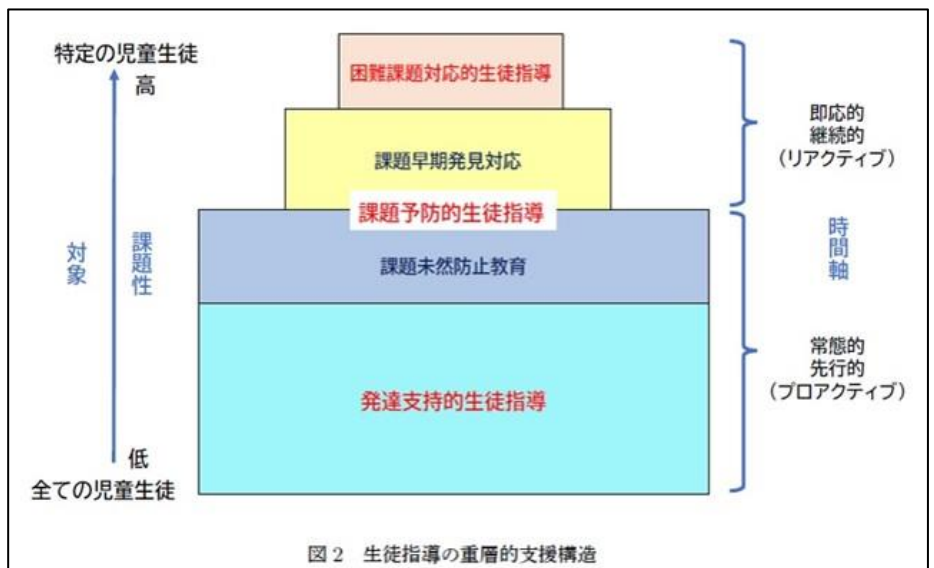


図2 生徒指導の重層的支援構造

②課題予防的生徒指導（以下のアとイがある）

ア 課題未然防止教育（全ての生徒対象）

＜各担当＞

いじめ防止教育、SOS の出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等、年間指導計画に位置付け、実践する。

イ 課題早期発見対応（個や小集団への対応）

＜各教科担任・養護教諭・司書教諭・事務職員・支援員・カウンセラー＞

○生徒の興味関心と注意力を維持する指導に心がけ、教室全体の様子を観察し授業を行う。

○授業中に、生徒指導上の問題点があった場合、指導した内容を学級担任に連絡する。

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応する。
例えば、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応を行う。

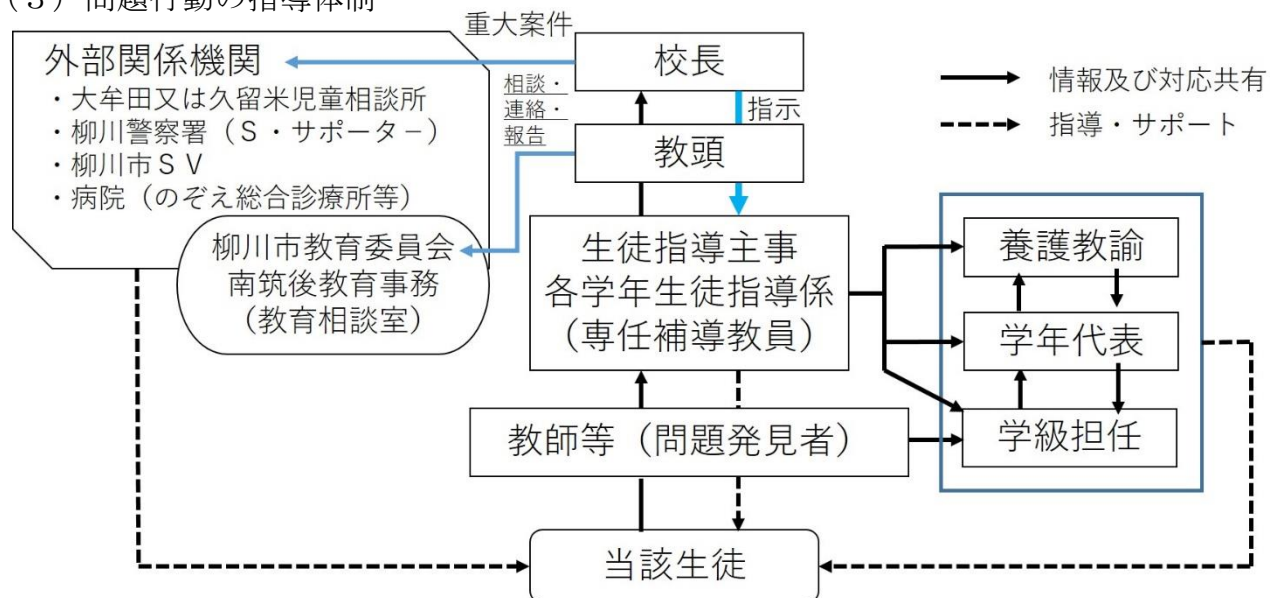
★ 生徒指導の目的に合わない不適切な指導例

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に生徒の面前で叱責するなど、生徒の尊厳やプライバシーを損なう指導を行う。
- ・ 生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の生徒に連帯責任を負わせ、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人、独りで下校、保護者に連絡しない等、適切なフォローを行わない。

③個別対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW 等）だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO 等との連携・協働による課題対応を行う。緊急を要する場合は校長が関係機関に一報を入れて出向き状況を知らせる。特に性暴力に関する問題については、早急に大牟田児童相談所に連絡・相談を行う。ケース会議を開催する場合は教頭が連絡する。

（３）問題行動の指導体制



＜専任補導教員＞

- 警察や児童相談所などの外部関係機関と実務内容の連携を図り、各学年の生徒指導について指導、援助を行う。

ア 不登校生徒が学校に登校したときの組織的対応

不登校児童生徒への面接は SC が実施し、スケジュール調整は教育相談コーディネーターが行い、学級担任は、生徒との信頼関係の構築や学級づくりを進める。発達障害が背景にあれば、特別支援教育コーディネーター又は担任等と協力・連携を行う。

特に、該当生徒と関係性をつくることができている教諭でまずに対応する。

＜対応の留意点＞

- ※ 初期は登校を促さない。追い詰めてしまう
「ありがとう」、「助かった」という言葉をかける！何かお願いごと（手伝い）をさせて、自分が役に立つ人間であることを実感させていく。
- ※ 不登校生徒の思いや気持ちを考える
親に心配かけたくないあ。私は、だめな人間かな。根性なし？行かないといけないと思うけど。死んだ方がいいのかな（自責の念）と思っている。
- ※ 死んだ方が楽になれる。死んだら人は生き返ると思う生徒が約 1 割程度はいるというデータ。
- ※ 自殺に追いつめられる子どもの心理
ひどい孤立感、無価値観、強い怒り、苦しみが永遠に続くという思いこみ
- ※ 自殺の危機が迫っている子ども
安心感のもてない家庭環境、自殺未遂、問題解決が不能と追い詰められた場合

（４）生徒指導委員会

生徒指導上の様々な問題の早期発見、情報交換、組織的解決策を見出すために毎週定例の生徒指導委員会を開催する。急を要する場合においては、これに限らず適宜委員会を開催し迅速に対応する。【校務分掌参照】

（協議内容）

○学校全体の生徒指導についての共通理解事項の確認	（生徒指導主事）
○各学年からの生徒指導上の問題についての報告、情報交換	（各学年生徒指導係）
○不登校生徒への対応	（各学年生徒指導係）
○週毎、月毎の生徒指導の重点の確認	（登下校指導、校外補導等）
○外部関係機関からの情報	（専任補導教員）

※ いじめ問題については、月に 1 回、いじめ防止対策委員会として対応を協議、確認をする体制をとる。

※ いじめ対策委員会については、蒲池いじめ防止基本方針を参照

（５）校則について

① 校則の意義・位置付け

生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられる。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定される。

② 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していく。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておく。また、生徒や保護者、学校運営協議会等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていく。